

有害大気汚染物質に係る指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質名	排ガス量区分 (千Nm ³ /時)	設置年月日別抑制基準値 (mg/Nm ³)	
				H9/3/31 以前設置	H9/4/1 以降設置
1	ベンゼンを蒸発させる乾燥施設のうち溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	ベンゼン	3以上	100	50
			1～3未満	200	100
2	コークス炉	ベンゼン	—	100 ^①	100
3	ベンゼン回収用蒸留施設のうち溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	ベンゼン	1以上	200	100
4	ベンゼン製造用脱アルキル反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。）	ベンゼン	—	100	50
5	ベンゼンの貯蔵タンク（浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	ベンゼン	—	1,500 ^②	600
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。）	ベンゼン	3以上	100	50
			1～3未満	200	100
7	トリクロロエチレン等を蒸発させる乾燥炉のうち溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのもの	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	—	500	300
8	トリクロロエチレン等の混合施設のうちトリクロロエチレン等を溶媒として使用するもの	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	—	500	300
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収用蒸留施設	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	—	300	150
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	—	500	300
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（密閉式のものを除く。）	テトラクロロエチレン	—	500	300

① 開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く

② タンクの容量が1,000kℓ以上のもの